

なのはな通信

第 8 号

【発行】2020年8月

NPO法人 成年後見なのはな

〒260-0013

千葉市中央区中央 4-10-16

電話 043-441-5684

FAX 043-441-5699

E-mail jimukyoku@kouken-nanohana.org

ご あ い さ つ

今年は年初から、新型コロナウイルスが猛威を振り大変な状況が続いています。皆様はいかがお過ごしでしょうか？
成年後見なのはなの活動も15年目に入りましたが、新型コロナウイルスの感染防止のために積極的な活動は控えています。今期は法人の組織体制を見直し、将来に備える努力をしています。当法人は、設立時から理念では、「支援を必要とするすべての人間の権利と財産を守る。」とし、目的では、「後見人の受任により財産管理と身上監護に関する事業を行い、もって高齢化社会への対応と障害者の福祉の充実に寄与する事を目的とする。」としています。

成年後見なのはなは、ご本人がどのような障がいの方が、お金が有るか無いかというような事は問題にしていません。判断能力が無い方や不十分な方は、成年後見制度を活用して可能な限り支援が出来るように努力をしています。改めて当法人は、設立時の理念や目的を再確認し皆様の期待に応えられる組織を目指したいと思えます。 (会員一同)

不測の事態はいつでも発生する

被保佐人(知的障がい者)が、2階建てアパートの2階で一人暮らしをしていました。就労支援を受け就職していましたが、職場で問題行動が多く退職せざるを得なくなりました。収入は生活保護と就労賃金でした。そこで、生活保護課の職員や支援センターの職員等と今後の支援方法を検討している矢先に、不動産の管理会社から「2階から漏水を起こし下の部屋を水浸しにしている。」と連絡が入りました。保佐人が慌てて駆けつけると、本人の部屋の中はゴミだらけで下の階は天井から水が滴っていました。

不動産の管理会社からは、本人には出て行って貰いたい、また、使用していた部屋と1階の部屋のリフォーム、そして1階住民の家具等の賠償請求がありました。アパートの保険は使えないか、生活保護で何とか出来ないかと、思いつくままに相談しましたがどうにもなりません。本人に財産があれば本人の財産を使用すればいいのですが、残念ながら、本人に賠償が出来るような財産は有りません。この様な時に、成年後見なのはながリフォーム代や賠償金を立て替える場合があります。他にも、第三者の車両を傷つけるとか、コンビニのドアを壊すというような事も発生しました。そのような時の修理代や賠償金について、成年後見なのはなが取り敢えず立て替えています。

もちろん、本人から返済してもらおう事になります。しかし、月々の返済額は少しずつとなりますから、全額の返済は何年先になるか分かりません。その間に本人が亡くなりますと回収は出来ない事になります。

成年後見なのはなは、認定NPO法人として賛助会員の皆様にご寄付を頂いています。皆様からのご寄付をこの様な事案に利用させて頂いています。是非、皆様に賛助会員として成年後見なのはなをご支援いただきたいと思えます。今後とも皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。 (土井)

なのはな賛助会員の

募集

賛助会員を募集しています。

「成年後見なのはな」の活動に賛同いただける方に賛助会員としてご支援いただきたくお願いいたします。

賛助会費は、年額3000円以上です。

「成年後見なのはな」は認定NPO法人につき、ご寄付いただいた賛助会費は、所得税・法人税・相続税の特例措置があります。お問合せは事務局まで

今こそなのはなの真価を発揮するときです

昨年末から「新型コロナウイルス」という言葉が聞こえ始め、2月に入ると施設等からは感染拡大防止のため「入居者との面会禁止」という連絡が入るようになってきました。法人から会員に対し施設や病院での面会制限に留意するよう通知しました。

こうした状況ではありましたが、法人の通常総会は2月26日、60名の出席者を集め開催されました。この頃はまだ大人数が集まることも可能でしたが、果たしてこの日を最後に、多くの会員が集まる定例会・研修会を開催することは出来なくなりました。

3月に入り感染者数が拡大していく中、新規相談対応に影響が出てきました。新規相談は施設、病院、ご本人のご自宅等で面談を行うことから、所謂3密やクラスター発生というリスクがあります。これらリスクを回避するために、新規相談を止めざるを得ませんでした。ご相談を頂いた場合には、「コロナ騒動が収束してからご連絡致します。」という対応をとりました。

またこの頃から「緊急事態宣言」や「ロックダウン」という言葉が取り沙汰され、諸外国の様に人の移動が制約される事態も想定されるようになりました。法人としては事務局と後見会計室を止めることになれば、ご本人の生活に大きな影響を及ぼしてしまうことから、業務全ての面において見直しを検討しました。

3月26日1都4県の知事から、外出の自粛等に関する共同メッセージが発せられました。これを受け法人では、事務局・会計室職員の勤務時間を10時～16時に短縮し、時差通勤により公共交通機関での感染リスク低減を図りました。会計室職員の勤務時間が短縮されたことから、会計室に一部の理事・会員が業務のフォローに入りました。

また、会員に対しては事務局・会計室への入室を控えてもらうこととし、書類のやり取りは郵便により行うこととしました。会員との後見業務における立替金精算や現金準備については、手渡しから振込へと切り替えました。

そして、4月7日緊急事態宣言が発出されました。これまでの体制を更に進め、公共交通機関を利用する事務局職員及び会計室職員を自宅待機としました。会員に対しては、後見業務に係わる定期訪問は行わず、必要最小限の業務を行うよう要請しました。事務局、会計室については、引き続き一部の理事・会員が業務応援に入り、日々の業務をこなしていきましました。

会計室業務においては日々の財産管理業務に加え、定期報告における財産目録等の作成業務も行います。4月末締め報告はGWを挟む関係で、1年の中でもスケジュールが最もタイトになりますが、GW中の休日に出勤する等の対応で、期限に遅れることなく報告書を作成することが出来ました。

また、報告書の監査についてはこれまで、月に一度監査日を設け集中的に行っていましたが、監査委員が集まることは「密」となってしまうことから変更し、会員から報告書が提出され次第監査を行う随時監査としました。

5月4日、緊急事態宣言が5月末まで延長となったことから、事務局・会計室の運営体制は宣言解除まで継続になりました。宣言の延長は感染者拡大の状況から想定はしていましたが、緊張状態で連日業務をこなしてきたスタッフの精神的疲労はピークに達していましたので、誰もがこれ以上の延長が無いことを願うばかりでした。ただ宣言解除となっても、今秋以降の第2波、第3波を想定すれば、業務フローをコロナ禍前に戻すのではなく、宣言解除後の状況に即した手順とすることを検討しました。

5月25日の緊急事態宣言解除を受け、自宅待機の職員が職場復帰となりました。しかし事務局・会計室の勤務時間や会員との書類、精算のやり取り、監査の方式については感染リスクを考慮し、宣言中の体制を継続しています。

新規相談については、相談者の方と3密とならないよう配慮を頂きながら再開となりました。4月5月は月に10件程度であった相談件数が、6月は20件以上を数え、2か月間のギャップを埋めるべく動き始めました。

この原稿を書いている時点で、東京都の新規感染者数は連日200人を超えています。再び緊急事態宣言があるのかは分かりませんが、いかなる事態にも対応できるよう、全員一丸となって更に一体感のある組織を目指しましょう。

新型コロナウイルスは「成年後見なのはな」を試す試金石なのでしょう。今こそなのはなの真価を発揮するときです。

(内田)

成年後見なのはなでは、新型コロナウイルス感染防止のために、 法人として左頁の対応をとりました。

対応に対する意見をなのはな会員に募りました、その一部をご紹介します。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言に先立って送られた緊急対応についての通知は、大変具体的でわかりやすく、これによりほぼ通常通り遅滞なく後見業務が継続できたのではないかと思います。指示内容は法人会員として後見業務に当たっていく上での確認事項がほぼすべて網羅されていました。

4月7日の緊急事態宣言後も、その翌日には被後見人等、法人職員、会員の健康安全確保のための対策が講じられ、前回同様具体性のある通知が届きました。

会員による応援体制が速やかにとられ、会計室とのやりとりは継続してスムーズに行うことができました。

また郵送物の月2回の発送、報告書の随時監査、立替金清算振込、登記事項証明書代等の報酬との相殺、押印必要書類の送付等々、どれをとっても合理的で納得のいく対応でした。

会員の後見活動については、感染拡大を抑えることが最重要という観点から、定期訪問等面会を極力控えるという方針はもっともなことと思います。入院手続き等、緊急に施設職員・病院側と連絡を取って対応していく必要がある時、またレアなケースですが、被後見人等の個人的な特質により面会が必要な時も、施設等職員、関係者に確認を取りつつ「必要最小限の対応」というキーワードが指針となりました。

5月25日に緊急事態宣言が解除された後、一部緩和されたものの感染拡大防止の対策は続いています。不明な点は電話かメールで尋ねることができ、すぐに回答して頂けたことも安心に繋がりました。このコロナ禍が終息した後においても、後見活動を行う上で不明点をこのように速やかに解消できる態勢があると心強く有難く感じます。

(2) 【良かったと思う点】

- ・対応が早くて良かったと思います。
- ・公共交通機関利用の職員を休業としたことで、職員の健康を守ることに繋がったのではないかと思います。

【改善が必要と思う点】

後見会計室については、現行の一人の職員が複数の会員をみる担当制から、会計室全職員で全利用者を見ていく体制になると良いと思います。その体制にすることのメリットをいくつかあげます。

職員にとっては、

- ・急に休んでも業務に影響が出にくいので、体調が悪い時など気兼ねなく休める。
- ・一週間ぐらいの休み（旅行、介護、子の用事等）が取りやすくなる。
- ・お金を扱う仕事なので、気持ちの負担軽減になる。

会員にとっては、

- ・会計室に連絡すれば、対応してもらえる。
- ・複数の方が携わることで、通帳を持っていない会員が気づけないところ（年金の入金状況等）を気づいてもらいやすくなる。

会計室にとっては、

- ・全体の業務量と業務量に必要な人数を把握しやすい。
- ・会計室でできること、できないことを職員全員で考えていくことができる。
- ・業務効率の向上が期待できる、など。



ハリツルマサキ（通称：ハートツリー）
花言葉：小さな幸せ
（窪田）

「なのはな」入会二年目を迎え

私が「成年後見なのはな」に入会したきっかけは、以前私が勤務していた職場が福祉関係だったこともあり、地域が抱える福祉問題を身近に感じる事が大きく関係しています。

核家族化が進み、それまで身内が行うのが当たり前だった金銭管理等が難しくなる中、様々なケース業務を通じて、成年後見という制度が周知される世の中になってきたことを切実に感じ、個人的にも興味を抱くようになりました。

そんな折、市が主催する市民後見人講座の募集で、早速受講することが出来その時の講師が「なのはな」の会員の方でした。

講義を聴講することで制度の重要性を改めて感じ、そして私も是非この意義ある活動に参加できればと思い、退職を期に、「なのはな」に入会させていただく事になりました。

入会するとすぐに新人研修があり、二か月間、週に一度、後見業務について基礎からしっかりと学ぶことができましたが、本当に自分が後見業務に当たれるかと不安と緊張の連続でした。

研修を終了後、半年程で初めてのケースを担当する事になりましたが、定例会や実務研修など、アフターフォローがとても充実していたので、少しずつ不安が解消され、私自身も、試行錯誤しながら経験を重ね、活動に従事できるようになってきました。

地域の方や「なのはな」の先輩方々にご指導いただきながら、緊急入院や死亡事務といった困難なケースも、ご本人やご家族に寄り添った業務に当たれたのではないかと感じています。

事例として、ご家族と上手く関われなかったケースもありましたが、その一方で、ご家族に看取られ、無事に最後のお別れをして頂いた事等、心温まる業務を経験させて頂き、本当にやって良かったと実感をしています。

今後は、より需要が高まるであろうこの後見業務の一端を担い、微力ながらも更に精進し、心強い「成年後見なのはな」のもと地域に貢献出来ればと思っています。

(土屋)

「こんな夜更けに電話かよ」

「コロナ、コロナ」と、ニュースはすべてコロナ関係になりました。皆さんは、コロナ騒ぎの中でどのような生活をされましたか。

施設や病院から、面会自粛の手紙やメールが届きました。被後見人さん達と面会が出来なくなったため、私は時間に余裕が出来ました。近所にはレンタルビデオ屋が2軒あります。そうだ、DVDを借りよう、とお店に行った所、びっくりするほど混んでいて「密」と呼ばれている状態でした。自粛中で暇を持て余すと皆さん同じような事を考えるのですね。

私が借りたDVDは、御覧になった方もいらっしゃると思いますが、難病の筋ジストロフィーに罹った鹿野さんの生きざまと携わった介護ボランティアの話です。首と手しか動かせない鹿野さんは、自分自身で介護を行ってくれるボランティアを募集します。夜のボランティアを担当した女性に鹿野さんは、突然「バナナが食べたい」と言った所、女性はバナナを買うために店を探し回るので。その時の一言が「こんな夜更けにバナナかよ」…鹿野さんは42歳でこの世を去りました。関わったボランティアは500人を超えたそうです。笑いあり、涙ありの映画でした。

我々も後見活動をしていると、「こんな夜更けに電話かよ」と思うような事が有ります。

3月上旬の夜中に施設の職員から「これから〇〇さんを病院に搬送します。」と連絡が入りました。私が担当をしている被後見人さんが、誤嚥性肺炎で急変をしたのですが、コロナが疑われた為、入院先がなかなか決まりませんでした。救急隊員と午前5時頃まで連絡を取り合い、幸いに入院先が決まり、ほっとした気持ちになったものです。

コロナ騒ぎの最中に病院を訪問し、入院の契約をする事については、感染のリスクが高くなると考えられ、どのような方法をとるのがいいか法人と相談をしました。法人からは郵送で出来ないか病院と相談するようにとの指示がありました。その結果、病院側の理解もあり入院関係手続きは郵送の方法を取ることが出来ました。

後見活動をしていると、判断に迷う事が沢山有ります。この様な時に、法人に相談が出来る事が法人後見のメリットだと思います。

(土井(貴))